

開 会 午前9時59分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、平成23年第8回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

6番、東梅康悦君及び7番小松則明君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

日程第3 承認第6号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の岩手県への委託の変更に係る専決処分に関し承認を求めることについて

日程第4 議案第61号 大槌町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第62号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第63号 平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第6号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する

事務の岩手県への委託の変更に係る専決処分に関し承認を求めることについてから日程第6、議案第63号平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の締結についてまで、4件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） おはようございます。

平成23年大槌町議会第8回臨時会に関する議決事件について、専決処分に関する承認1件、議案3件、計4件の提案理由を申し上げます。

承認第6号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の岩手県への委託の変更に係る専決処分に関し承認を求めることについては、本年9月定例会で原案可決いただきました議案第50号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについての別記規約の附則における施行年月日の変更について、岩手県から申し出があったことから、平成23年10月21日を平成23年11月4日にするもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、議会の承認を求めるものです。

議案第61号大槌町課設置条例の一部を改正する条例については、東日本大震災からの復興をなし遂げるため部局制にしようとするもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第62号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、部局制により一般職の職員の給料表を改訂するもので、これまでの6級制から7級制に拡大するもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第63号平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の締結については、大槌町公共下水道浄化センター、桜木町雨水ポンプ場、栄町雨水ポンプ場及び大町雨水ポンプ場に関する災害復旧工事を行うものです。工事の予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき計画及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

日程第3 承認第6号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の岩手県への委託の変更に係る専決処分に関し承認を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、承認第6号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の岩手県への委託の変更に係る専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

質疑に入ります。野崎議員さん。

○12番（野崎重太君） このことはこれでいいんですけども、これは一つの支援金ですからね。この言葉の中には支援金あるいは義援金という言葉がありますけれども、大槌町のある程度の義援金はもうもらっていると思っているんですけども、また新たに別なよその町村では20万円とか30万円とかっていろいろあるようですけれども、そういう義援金が出ているようにも伺っておりますけれども、大槌町としてはこれからそういう義援金というのの支給というのにはあり得ないことなのか。また、あるならばいつころそういうのを予定しているのだから、その辺のところ、義援金だよ、支援金でなく。それをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 町とすれば、義援金については集まっております。それについては、義援金の支給のための委員会を設けて、支給の対象を考えたいと思っています。これからまとめて次の部局制の中で、組織の中にも被災者支援室ということ設けることにしておりますので、その中で検討して早急に支給する形にしたいと思います。

○議長（阿部六平君） （「進行」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第6号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の岩手県への委託の変更に係る専決処分に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第61号 大槌町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第61号大槌町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） 議案第61号大槌町課設置条例の一部を改正する条例について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

「大槌町課設置条例」を「大槌町部局設置条例」に改めます。

第1条「課の設置」を「部局の設置」に改め、総務部、民生部、産業振興部、地域整備部、復興局を置くこととしております。

第2条「委任」を「分掌事務」に改めます。

(1) 総務部の分掌事務は、ア) 議会及び行政一般に関する事項、イ) 公聴及び広報に関する事項、ウ) 職員の進退及び身分に関する事項、エ) 情報管理及び統計調査に関する事項、オ) 予算、財産その他財務に関する事項、カ) 町税の賦課及び徴収に関する事項、キ) 防災及び消防に関する事項、2 ページをお開きください。ク) その他他部局の主管に属さない事項。

(2) 民生部、ア) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項、イ) 地域安全及び町民生活に関する事項、ウ) 環境保全に関する事項、エ) 社会保険に関する事項、オ) 社会福祉に関する事項、カ) 保健衛生に関する事項。

(3) 産業振興部、ア) 商業及び工業に関する事項、イ) 労働に関する事項、ウ) 慣行に関する事項、エ) 水産業及び漁業に関する事項、オ) 農業、林業に関する事項、カ) 国土調査に関する事項。

(4) 地域整備部、ア) 道路・橋梁及び河川に関する事項、イ) 都市計画に関する事項、ウ) 住居及び建築に関する事項、エ) 下水道、漁業集落排水、個別排水及び生活排水処理に関する事項。

(5) 復興局、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに特に定める施策の推進に関する事項。

3 ページをお開きください。

この条例は、平成23年11月1日から施行するものであります。課制から部局制への移行に伴い、附属機関の庶務を課から部に改めることについて、附則において一部改正を行うものです。

2. 大槌町青少年問題協議会設置条例の一部を改正して、福祉課を民生部に改めるものです。

3. 大槌町住居表示整備審議会条例の一部を改正して、町民課を民生部に改めるものです。

4. 農林業基本対策審議会条例の一部を改正して、産業振興課を産業振興部に改めるものです。

5. 大槌町特別職報酬等審議会条例の一部を改正して、総務課を総務部に改めるものです。

4 ページをお開きください。6. 大槌町総合開発審議会条例の一部を改正して、企画財政課を復興局に改めるものです。

7. 大槌町土地開発基金管理委員会条例の一部を改正して、企画財政課を復興局に改めるものです。

8. 大槌町農村地域工業導入促進対策審議会条例の一部を改正して、企画財政課を産業振興部に改めるものです。

9. 大槌町商工業振興審議会条例の一部を改正して、産業振興課を産業振興部に改めるものです。

10. 大槌町都市計画審議会条例の一部を改正して、5 ページをお開きください、地域整備課を地域整備部に改めるものです。

11. 大槌町国民保護協議会条例の一部を改正して、総務課を総務部に改めるものです。

12. 大槌町倫理審査会条例の一部を改正して、総務課長を総務部長に改めるものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松君。

○7番（小松則明君） 内容の方は、大体わかりました。この部局制ですか、それで部になって後から出てくる給料体系とかいろいろなものがありますけれども、じゃあ部長さんというのは何人新たに入るのか。どこから来るのか。それは、どのポストに部長さんが来るのか、どういうことになるのか。それを11月1日となればあと何日もないです

から、もうある程度決まっていると思います。そののところ、ご説明をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 部局制をとりますので、今の人数は140人で動いております。派遣も含めてですけれども、これが142人になります。2名については県の方をお願いをして、部長として派遣をしていただくということで予定をしておりますし、部については先ほど申しましたとおり5部1局になります。あとそのほかについては内部での調整を図って進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） ほかにありませんか。野崎君。

○12番（野崎重太君） まず、今までの大槌町役場の課から部に移行するというので、今質問の内容そのものは大体似たようなものですから課長が部長になったかなという、そういうふうに感じておりますが、それこそスピード感を持っていくためにはこれだけの大きな（聴取不能）、そこでこれから部になるのはそれはいいんですけれども、これだけの災害があって新しい基本計画が決まって、それこそ3ページにありますけれども大槌町の住居表示、これが人の住まない町になっていった場合に、とんでもないすごい仕事が多くなってくるとは思わないかなと想像されます、住居表示ね。今仮設に住んでいる人だっていつまでもいるわけじゃないだろうし、それがどういうふうになっていくんだか。その辺のこれからの復興計画に向けた今までのまちづくりの中の町名、栄町でも何町でもいいんですけれども、それがどういうふうになって、ある程度の見通しが今ここで言いあらわすことができるなら、「これからはそういう部分、そうなんだよ」というのをちょっとお伺いしておきます。別にこれには関係ないけれども、将来に向けた基本計画の中にこういうのはやっていかなければならないということがあったらば、お聞かせください。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 住居表示の問題については、確かに当然見直しをする必要が全町的にあろうかというふうに思います。ただ、今現在復興計画の策定を進めておりますので、町がどういう形になるのか、それから実施に向けては区画整理等についても考えていかなければならないということからすると、現段階でどうなっていくかということについては、まだ全くの白紙の状態。ただ、予想されているとおり、住居表示については見直しを当然しなければならぬというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） いいですか。

東梅君。

○6番（東梅康悦君） 先ほどの小松議員の関連になりますけれども、2名の県職員の方が部長職として派遣されるという説明でよろしいですね。その中で、今回の大震災で多くのベテランの方々が課長職を含めて犠牲になられて、今回の大震災の人事異動で準備期間といいますか管理職としての見習い期間といいますか、そういうものが短い中で急遽課長職になった方がいると思います。その中から、また数カ月を経て部長職になる方もいると思うんです。副町長も町長も、確かに助役経験ですけれども、部長職というのは経験していないと思うんです。その辺の、新しくなる部長の方々にどのように指導していくのか。まずそこら辺のお考えをお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 先ほど課長が140名から142名になると。したがって、2名を県からお願いするというございですが、いわゆる140名の中に県から出向して今働いていただいている人もおります。したがって、その人の中からも昇格が出るだろうということでございしますので、結果的には部長は県からほとんどというかお願いしているということです。結局は、いわゆる県のノウハウあるいはそういったものを当面生かしていきたいということでございます。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

○議長（阿部六平君） 後藤議員。

○10番（後藤高明君） 2ページの（3）の産業振興、説明では「エ. 水産業及び漁港に関すること」と書いてありますが、説明は「漁業」でありました。これは「漁業」「漁港」、どちらが正しいのでしょうか。字句について。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 「漁港」に関することということになります。

○議長（阿部六平君） 三浦君。

○1番（三浦 諭君） 最後のページですけれども、東日本大震災からの復興をなし遂げるための部局制ということですが、今のところどれくらいの期間を予定されているのか。それとも、そのまま大槌町は部局制になるのか。それともどれくらいの期間を予定しているのか、お答えをお願いします。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） この部局制とは別に、いずれ早急な復興を目指すわけですが、現在我々としては8年間で何とか復興に取り組みたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 今までは、課で結構多々、消防なら消防ですぐわかりやすいような感じで、だけれども今度は総務部とかその辺部が小さくなると思うんですけども、行政相談等々ある場合に今まで慣れ親しんだところから変わってくるので、それで代表電話等は総務部の方で今使っているわけですか。それで、その電話とかそういう対応についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） いろいろな部分での相談があろうかと思えます。窓口とすればやはり総務部になりますが、いろいろと相談事、福祉課の関係でしたら民生部とか、そういう部分についてはきちんと相談窓口がはっきりするように対応したいと思います。（「代表電話は」の声あり）代表は同じです。代表電話は同じですし、また各課へのダイヤルインもきちんといたします。

○町長（碓川 豊君） 阿部君。

○13番（阿部義正君） 課から部にするという事は、それはそれでよろしいと思いますが、何年前ですか機構改革の中でグループ制とかという、そういうスタイルにして現在まで来ておりますが、部局制にしてもそのスタイルというかグループ制とかは継続してやっていくのか、その辺お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 部の下には課がもちろんございます。その下には班がございますから、グループ制はそのまま維持してまいります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第61号大槌町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

○

日程第5 議案第62号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第62号一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） 議案第62号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。これまでの6級制であった給与体系を、部局制により7級制に拡大するものであります。なお、本条例は平成23年11月1日から施行するものであります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第62号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第63号 平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第6、平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 議案第63号です。協定の目的なのですが、大槌町公共下水道大槌浄化センター災害復旧工事。協定の金額です。23億400万円です。協定の相手方は、東京都新宿区四谷3丁目3番1号日本下水道事業団理事長曾小川久貴です。

協定の概要について説明いたします。

予定期間なのですが、協定議決日、議決いただきますときょうから平成25年3月29日です。災害復旧場所なのですが、大槌町浄化センター、桜木町雨水ポンプ場、栄町雨水ポンプ場、大町雨水ポンプ場です。工事概要、災害復旧工事の概要です。4施設とも土木、建築、機械設備、電気設備災害復旧工事一式となります。

次のページをお願いします。年度別の金額内訳になります。大槌町浄化センターについては、23年度が1億3,000万円、24年度が7億5,700万円、計8億8,700万円となります。桜木町ポンプ場、23年度1億円、24年度1億2,000万円、計2億2,000万円。栄町ポンプ場、23年度1億円、24年度6億900万円、計7億900万円。大町雨水ポンプ場、23年度ゼロ円、24年度4億8,800万円、計4億8,800万円。それで、全体の23年度割の計は3億3,000万円、24年度については債務負担行為になりまして、19億7,400万円、合計で23億900万円となります。

工事の期間については、23年度、24年度の2カ年工事です。完成年月日については、平成25年3月29日限りとなります。

それで、内容について参考資料の方で説明したいと思います。

まず協定の内容なのですが、主なものについて説明します。特に大槌町の建設工事の約款に沿っている部分もありますし、特に今回の協定でこれというところを説明しますので、よろしくをお願いします。

まず、大槌町が甲となり、日本下水道事業団が乙ということで、大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設に関し、協定を締結するというので、第1条でその根幹的施設の災害復旧事業に関し、事業の一部の施工を乙に委託することにより、同根幹的施設の機能回復・増進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とするということです。

6条で、先ほども言いましたとおり建設の完成期限は25年3月29日、そして23年度分については24年3月30日とする。

次に費用、7条なのですが、23年度事業費3億3,000万円、債務負担行為額19億7,400万円、合計で23億400万円となります。

あと8条なのですが、費用の支払ということで8条の2項にて前払いというふうに、大槌町の建設工事費と同様40%とするということです。

あと14条についてなのですが、建設工事の災害負担というところで、入札談合等があった場合は損害賠償を求めるということになっております。

最後の18条のことになりますけれども、今回の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を得るまでは仮協定とし、当該議決を経たときは本協定、そして成立するものですということです。

それから、その事業の中身の方なんですけど、一応3月11日の大震災により各施設とも大きな被災を受けました。その中で、まず前回9月の定例会におきまして、補正だったんですが24億3,500万円ほどの予算については議決をいただいております、今回その議決に基づいて協定するという内容になっております。

それで、一番被災が大きかったのは、大槌浄化センターになります。約35億6,000万円です、大槌浄化センターをつくったときのお金は。あと、桜木町が3億500万円ほど、栄町が12億2,800万円ほど、大町ポンプ場は24億1,300万円ほどです。一番被災が大きかったのは、金額的に小さいですけども桜木町の72%ほどが被災しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部君。

○5番（阿部俊作君） 今、町の復興計画をつくっているところでございますので、栄町、大町には人がいないようですし、今後の復興計画でこのポンプ場の配置なり構造なり、いろいろな面が変わってくるのじゃないかなと思います。ここ二つあわせて11億9,700万円になるわけですが、約半分これは保留にして今後の町の復興計画後に検討した方がよろしいのではないかなと思うんですが、どうなんでしょう。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） そのとおりです。実は、町長も言いましたとおり3段方式というふうな格好で、今いろいろ地域懇談会といひますか協議会で説明してはいますけれども、今後復興計画の成り行きを見ながらでないと、復旧してしまうと今言ったように出戻りになるようなことを考えています。特に、大町のポンプ場、栄町のポンプ場は今低地の部分にありまして、それで全体が低地なもので各ポンプ場で今川とか海に強制排水しているところなんですけど、ある程度盛土の部分が出てくれば、例えば山の流域、あとは低地の流域の水は自然流下で行く可能性、海川に抜けている恐れがあります。それらを見ないと、今復旧をやると言ってもまたそれが不要になる、極端に言えば可能性はあると考えています。

ただ、いずれ国交省と財務省の今回被災した査定を受けないと、国庫の国費の裏付けが取れないことになりますので、今回査定を受けた結果がこの費用になりますけれども、

そして今後そういう不要になるかもしれない、見直しが必要になるかもしれない施設については、その都度やっぱり見直しというか不要なら不要と、平野復興大臣も言ったとおり「コスト意識を持て」というふうなこともありますので、それについては十分に精査しながら復旧復興に努めたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。それでよろしいかと思いますが、ただこの中で契約の中に入れなくてもいいんじゃないですか。その必要な時点において入れることはできないのか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） やはり協定を結んでおかなければ、例えばこういうふうにするよとなれば、協定をやっておかないと実施できないということ。あと、復興・復旧工事はおおむね3年間繰り越すことが認められています。例えばこういう協定を結んで、来年復興計画がどの程度のものになるかちょっとあれなんですけど、ただ格好がつけばそれなりの変更をかけて、協定変更してまた進んでいくというふうな仕組みになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 私は、阿部議員と同感なんですけど、このように今の施設というのは要するに市街地があつての施設だったんですよね。まず整理して考えると、大町のポンプ場、栄町のポンプ場、これは家があつてもなくても水はみんな向こうに行くから最小限の揚水、ポンプアップは必要だと思います。ただ浄化センターについては、私議員になったばかりのころ、口論何回かしてきたと思いますが、あのときの説明だと2万何ぼの人口で供用できるというような説明があつたんですね。ところが、一方で人口は減ってきているし、こういう町方、皆さん知っているわけだから言いませんが、もう須賀町、栄町とか新町の一部とか、大町とか、もう町がなくなっていくような気がするんです。

そういう中で、今のあそこの浄化センターを維持していくという考え方はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよね。それで、まず一つはとりあえずは四、五年、10年くらいになるのかな、あそこを使う地区は桜木町からどこがあるのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 現在使われている大槌浄化センターの流域というか区域については、今の桜木町、高清水、供用開始しているところです、それとあとは源水の一部、あと安渡の一部になっております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） そうすると、わずかなもうわずかな戸数だものね。それで、復旧もいいが復興は、100年、200年の計を持ってやるという、私はそういう考え方でいますから、総合的に考えていった場合に今回のこういうふうな住宅地への浸水なんかも、浄化センターなんかもその要因の一つだったと私は考えているんです。あそこは遊水地だったんですよ。潮が立ってくればあそこに入るという、栄町も須賀町もそうでしたけれども。だから、やっぱり100年、200年の計に立って、もったいないものね、あの金額を見ると。そういうことで、浄化センターのやり方は私は前にも言ったと思うんですが、これからは上在とか下在の方に集落ができれば、もう単独でやっていった方が総合的な意味で考えると、コスト的に考えると安く上がると思うんですよ。

だから、そういう方向にもう切りかえながら、復興計画も練っていただきたいと思うんですけどもね。どうでしょう、その辺。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） やはり、今後藤議員が申しましたとおり、ある集合的に整備するときは公共下水道は長いランニングコストを考えた場合有利というのは、復興省からも指摘されています。ただ、現在仮設住宅的なことによって、ちょっと浄化センターから離れた場所、点在する場所等については、プレハブ式下水道という本当の小型の下水道施設が国交省のやつであるので、そういう施設等を考えながらやっていかなきゃならないとは思っています。

ただ、今先ほど言いましたように、区域内桜木町とかあとほかに、町方にもやはり入ってきます。ただ、やはり公共下水道は池があるんですが、それが将来的に三つできる計画だったんです。それは、やはり見直しはかけなきゃない。最小限度今の一つの池で間に合うのであれば、増設はもうやめて今の最小限度の施設で処理する方法を考えていかなきゃないなと考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 増設も賛成です。それで昭和45年かな、大槌中学校の新校舎ができたんですね。大槌で初めて水洗化したんです。そのときの児童・生徒数は、千二、三

百人あったんです。それで間に合って水洗化やってきたわけですね。だからああいう方法、それが1点とれると思います。山形の金山町を視察に行った際に、何か大樋に似ているのね結構、地区が分かれていて。その間、大樋では小枕がそうですね、延々とこれをやるんです。本管もってくるのはむだだと。そういうことをやめた方がいいということが、いわゆる事実だったんですがね。

源水、大ヶ口、沢山についてもそういう可能性はあるのね。だから、本当は安渡、赤浜は吉里吉里みたいに漁業集落なんだから、ああいうふうにするのが理想的だと思うんですけども。そういうことではきりがありませんが、何百戸来るかわからないときに、やっぱりやるのがいっぱいあるわけですよ。

それで、コストということを言われましたけれども、やっぱりそれも真剣に考えてむだのないような使い方をお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○11番（岩崎松生君） 議員の皆様も、考え方は皆同じじゃないかなと思っているんですが、私は現在の浄化センターの場所、たびたび災害になっているんですね。災害のたびにもう使えないですから。それで、今回この予算をかけてどの程度復旧するのか。それと、もう一つ阿部議員も先ほど言いましたように、今後の復興計画の中でせつかく金をかけたところが今後使えなくなるんじゃないかということも考えられるわけです。

そういうところを受けていきますと、後藤議員とも重なりますけれども、やっぱりとりあえずはそのお金を別な形で使えないのか。例えば、今利用している桜木町、安渡の一部、ごく一部なわけですが、そこに浄化槽というものをとりあえず仮浄化槽をつくって、そして新たな考え方の中で場所を選定してつくり直した方がいいんじゃないかなと思うんですが。そういう考え方もあるんじゃないかなと思いますが、その辺は。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 確かにそういう考えもあると思います。ただ、現在安渡の方面からくる管線はまず生きております。途中でこれはポンプというもので、強制で汚水をこっちに引っ張っています。それについては、多少地区そのもので浄化槽なり的人数、やはり安渡とかがつなれば大樋浄化センターまで行かなくても、本当にミニチュア版のやっぱりそれなりの仕掛けをした施設でないと、簡単に一般的な浄化槽タイプでは多分処理できない人数になると思います。ですから、やはり今の浄化センターを活用して、しかもコスト等もしっかりと見極めながら、今の施設を使うのが今の時点ではべ

ターかなと。

ただ、先ほど議員さんも言いましたとおりに、まず町の形成がどういうふうになるかはこれからなのですが、そういう場所についてはやはりそれなりの浄化槽、先ほど行ったプレハブ式とかっているいろいろなやり方の浄化槽がありますので、そういう方法で対応していきたいと考えています。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○11番（岩崎松生君） 本当に大変なことなんだということは、納得しました。今現在の浄化センターの位置を、当局としてはそのままあの場所を維持して使いたいのか、使うためにはそれなりの災害に強い施設にしなければならないと思います。そのところを、何か24年度までの2年間、かけて、その間に県の方針が決まってまた二度手間の予算を使うことになるし、その場合、どうなのかな。国からの補助とかそういうのが新たな、だめだったとき、あそこの浄化センターは場所的にだめだ、盛り土しなければならないというふうな形になって、移動しなければならない場合、それなりのまた別な予算というものは考えられるのか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） やはり被災状況とか、あと今後復興計画の中で防潮堤の高さ等、そしてシミュレーションによる今の浄化センターへの浸水の状況等を考えていかなきゃならないとは思いますが。ただ、何年前かちょっと忘れちゃったけれども、小鍬川が氾濫して床上50センチメートルくらい浸水したことがあります。あのとき、私もいろいろその原因について調査しました。それで、要するにその当時小鍬川水門が柱を立てるときに半分くらい矢板で囲まれていました。出口が半分しかなかった。それで雨の状況から判断して、川の水位が異常に上がって、そしてその後そのことについて追求したわけではないんですけども、花輪田地区の内水排水、よくパチンコ屋のあたりが浸水するのでその調査をしてもらったことがありました。そして、その解析の結果だったんですが、どうしても浄化センターが浸水した原因がわからないと。あの程度の雨で浸水することはあり得ないということで、実はこういうことがありましたってということで、「ああ、それならば、やはりそういう状況になるべ」ということを県の方からお聞きした経緯があります。

ただ今回の浸水については、やはり先ほども言いました防潮堤の高さ等を考慮しながら、そして先ほど岩崎議員さんが言いましたように四方をそれなりの壁で囲むとか、そ

ういうふうな対策で今後修理していきたいと考えています。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） どうしてもちょっとお話しがわからないのでお聞きしますけれども、栄町ポンプ場の先ほど今後の進め方についてお話しありましたが、年度別金額内訳の中に23年度分栄町、それから24年度には大町ポンプ場、こうしたこの金額を合計すると11億にもなる。11億9,700万円、このくらいの金額になるんですけども、これは使わないで取っておくということなんですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 年度割の関係ですか。（「はい」の声あり）これは、やはりこれから協定を例えば結んで、本議決経て、その後仮協定している分が移るんですけども、今回やると仮定した場合、いずれ年度割つくらないと進みませんので、今後復興計画にあわせて、要するに協定は結びますけれども復興計画の中でやはり必要・不必要が出てくれば、要するに災害復旧としてやらないよと国の方に届け出れば、そのままなくなります。協定も変更になって、減になります。

そして、あくまでも今想定の中で23年度はこのくらい、期間的にも6カ月ラインでこのくらい、割合である程度24年度はやりましょうということで年度割したものです。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） じゃあ、私確認いたします。まず、阿部議員の言っているのと一緒だと思いますが、じゃあまず栄町つまり大町のものについては言うなれば、災害で壊れてしまったと、それでとりあえず金をつけないとならないという意味でのまず査定してもらって、そのくらいお金がかかりますよという話の部分で、とにかく金を確保するという意味での話と。

それから、桜木町の場合はそのまま復旧しますよと。そしてあと、浄化センターについてはこれは課長が言ったあときの水についても私は聞いていました。それで、まずあそこはメインでもう直すと。そのためには、大槌町の今までやってきた下水道の配管、これは固有財産ですよ。それを生かすためには必要でしょうと。新しいまちづくりに対しても、その埋設した管を自由に結局それからいろんなことに使えるということで、ここに持っていくというのは私は賛成でございます。

それで、まずみんな心配しているのはそこのお金について、もう決まったからそこにつくってしまうということはないんだよと、最後に確認しますけれども、それでよろし

いんでしょうね。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） そのとおりです。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第 63 号平成 23 年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その 2 の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前 10 時 5 5 分